

大分県内における市町村補助事業による木造住宅耐震診断に係る審査についてQ&A

令和7年度 大分県・大分県建築士会

	Q	A
1	診断士と審査技術者の役割は？	診断士は「指針」に基づく診断を行い、審査技術者は、写真や図面・診断書等各書類間に不整合がないか確認の後、「指針」に基づいた診断となっているかを審査します。
2	診断士が判断する範囲は？	各部の寸法（通り芯長さ、天井高さ、階の高さ、横架材間距離等）、材料（寸法、材質及びその適用（指針の選択肢のどの材料に該当するか）、有筋・無筋、各種金物）を調査し判断してください。
3	何を根拠に診断するか？	①2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（「指針」（青本）） ②日本建築防災協会のQ&A ③参考として①の解説書（黄色本）
4	計算ソフトによる計算は？	計算ソフトは常に最新バージョンのものを使用してください。またバグ（疑いを含む）を発見した場合はメーカーに指摘や問い合わせをしてください。その場合、その部分を補正し診断士事前確認事項にその旨記述してください。
5	目視できない部分の筋かい等の有無の調査についてどこまで調査すべきか？	天井裏及び床下から筋交いの位置や大きさを目視による調査を基本としますが、所有者の合意が得られる場合は一部解体して調査してください。目視できない部分は筋かいセンサーや赤外線カメラ、ファイバースコープ等の使用を推奨します。
6	添付書類及び記入事項は？	R7年4月からは「木造住宅耐震診断に係る書類チェックリスト」（様式第1号別紙）により確認してください。 このチェックリストに記載されていない書類や表現については極力記載・添付しないようにしてください。 ただし、必要耐力の割り増し等特殊な部分については計算等を追記（または添付）してください。

7	どのような場合に必要耐力を割り増しするか？	<p>(割り増しすべき例)</p> <p>①2段屋根 (入母屋造りに見られる座敷など一部の天井を高くしている場合に外壁の重量と屋根の重なり部分の重量を追加)</p> <p>②コンクリート製の床 (屋根含む) ③太陽光パネル (数枚など小規模の場合を除く)</p> <p>(診断士の判断で追加するケース)</p> <p>軒の出が通常よりかなり大きい場合、屋根上部のバルコニー、外付けバルコニー、その他通常より明らかに重量が増していると考えられる場合。</p>
8	割増し計算の方法は？	例題編・資料編 (黄色本) p125~133を参考としてください。
9	割増し計算の際、通常より軽量な部分がある場合は相殺できるか？	追加荷重がある場合のみ、例えば「重い建物」として診断し部分的に軽量な屋根がある場合等は相殺できます。ただし必要耐力をマイナスにすることはできません。
10	厨子 (つし) (または厨子二階 (つしにかい)) の取り扱いは？	階高や天井高が低い場合や階段がない場合でも2階建てとして診断してください。
11	増築部分を既存部分と一体で診断する場合はどのような場合か？	状況によるが、地震時に相互に干渉されない程度にクリアランスがある場合は別棟として診断できるが、そうでない場合は一体化している又は改修時に一体化させることを前提に1つの建物として診断してください。(ただし接続部分を解体することや改修時にクリアランスを設けることを所有者と合意している場合は別棟として診断できることとします。)
12	2階のみが離れて二棟となっている場合の診断方法は？	1階については2つの2階部分がある状態で診断し、2階は別の建物として診断してください。総合評点はその3つの最低評点とします。
13	2階平面に凹凸がある場合やL型になっている場合の2階スパンによる1階の必要耐力の割り増しについてはどう判断するか？	4m未満、6m未満の判断は平均値 (2階床面積をXYそれぞれの最長長さで割る) ことも可能ですが、診断士による総合的な判断とします。
14	斜面地などで床に段差 (スキップフロアを含む) がある場合は1つの建物として診断できるか？	階の高さの概ね1 / 3程度以内の段差などで診断士が一体と判断した上で市町村の担当部署に確認願います。
15	ラスボード下地の場合の塗り厚や外壁木ずりモルタルのモルタル厚の確認方法？	小屋裏調査時に確認 (柱のチリから算定)、外部建具の見込みからなどから確認、コンセントカバーを外して確認 (取扱いに注意) など。